

## 物価高騰緊急支援給付金(住民税非課税世帯・子ども加算)のお知らせ

- この給付金は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、物価高騰の影響が特に大きい低所得世帯への支援として、下記のとおり給付金を支給します。
- 本給付金は課税及び差し押さえの対象となりません。

対象者	(1)令和6年12月13日時点において、村内に住所を有し、令和6年度の住民税が非課税である世帯 (2)上記の世帯で、生計を同一にしている18歳以下の子どもがいる世帯 ※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯の場合は対象となりません。
金額	・1世帯あたり3万円 ・18歳以下の児童がいる場合は、子ども1人あたり2万円加算
手続き方法	<b>1 「支給通知書(様式1の1)」が届いた世帯</b> <b>黄色の用紙</b> ⇒令和7年2月10日(月)に振り込まれています。 <b>2 「支給通知書(様式1の2)」が届いた世帯</b> <b>緑色の用紙</b> ⇒「口座変更(新規登録)届出書」に世帯主の口座情報を記入し、通帳またはキャッシュカードの写しを添付して保健福祉課へ提出してください。受理後、不備がない場合は、約3週間後に指定口座へ振り込まれます。 <b>3 その他、申請が必要な世帯</b> ⇒通知書が届いてない世帯で、対象と思われる場合は、申請期限までに申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて保健福祉課へ提出してください。(申請書は保健福祉課窓口又はホームページにて取得できます。)
提出先	野田村保健センター内 保健福祉課福祉班
申請期限	令和7年5月30日(金)まで
その他	申請期限を過ぎたものについては、受付できませんのでご注意ください。また、書類に不備があり、期限までに修正が行われない場合は、本給付金を辞退したものとみなします。
お問い合わせ	野田村 保健福祉課福祉班 電話 78-2913